

井筒屋系店の出世証文

宇佐美 英 機

はじめに

近世から明治初年にかけて存在した井筒屋・小野組については、宮本又次氏による四冊の浩瀚な書物やいくつかの関連文献によって、創業から解体の過程が明らかにされている¹。

これらの研究は、膨大な史資料や回顧によって歴史を繙いていったもので、日本における一商業資本の歴史を詳細に解き明かしたものであることは、論をまたない。それは、明治以降に財閥化を遂げていく三井家のようにはならなかったという意味において、逆説的に重要な位置を占めているともいえる。同時に、数多の商人を輩出した近江国を本貫地とする商人にあっても、日野・近江八幡・五個荘地域から他国稼ぎに進出した近江商人とは異なった経営活動を行ったという点でも、湖西地域の他国稼ぎ商人に与えた影響は大きかったものと推測さ

れ、いまだ研究が乏しい湖西高島商人の分析視角に示唆を与えるものといえよう。

しかしながら、宝永五年（一七〇八）に進出先の盛岡から京都に移り、享保八年（一七二三）に京都烏丸通り押小路上る町に移転して糸店を開設し商業活動を行った井筒屋・小野善助を本家として、その後に分岐していく助次郎店・又次郎店などの実態は、宮本氏が解明した以上には研究が進んではない。それは何よりも史料の制約によることは明らかである。それゆえ、今後の研究は宮本氏が発掘された史料以外の関連史料を見出すことが重要であるといえよう。

さて、井筒屋・小野組の研究について右のような制約があるなかで、近年、筆者の勤務先の史料館に井筒屋京都糸店に関わる史料を古書店から購入した。もっとも、出所は不明で史料点数も多くはなく、

現在のところ仮目録の作成を終えたばかりで、まだ全体的な内容の分析には及んでいない。本稿では、それらの史料の中に伝来した「出世証文」とそれに関わる史料を取り上げ紹介するものである。「出世証文」は、近年、筆者が意識的に収集し検討しているものであるが、債務弁済にあたり債権者・債務者がどのように対処しているのかを明らかにすることによって、経済的営為と社会慣習の關係性を考えるための有益な素材と考えているものである。また同時に、この史料を残している商家などの経営のあり方を解明する手がかりにもなると判断しているからである。

一 「出世証文」の実例

「井筒屋糸店文書（仮称）」に残された「出世証文」をまず掲げよう。

史料①

差入申一札之事

一金貳百兩也

沽券状壹通ニ而親類分借用仕候分

一金貳百拾七兩三分也

此度御店様分拝借仕候分

右者是迄覚兵衛重兵衛兩人共御奉公中永之御暇出候義も数度相重り不埒之段奉恐入候、其度每段々歎願仕、猶又御憐愍ヲ以再勤被仰付相勤罷在候内、又候此度不身持ニ相成、殊ニ莫太之金子遣ひ果シ候義、冥加ニ背重々奉恐入候、何分大金之義ニ而中々才覚出来難、既ニ親共又兵衛頂戴仕置候御暖簾御取上ケ可被仰付処、只

管歎願御継り申上、格別之御憐愍ヲ以所持之家屋敷沽券状壹通御下ケ渡被成下、右沽券を以親類日野屋清兵衛方ニ而金貳百兩借用致、殘金貳百拾七兩三分此度御店様分拝借被仰付、重々厚思召之程冥加至極難有仕合奉存候、御高恩聊忘却仕間敷候、右借用之金子兄弟以後急度相愼改心仕候而、往々出世之上聊たり共賦金を以追々差入無相違御返済可仕候、為後日差入置申一札、依而如件

文久元酉年十一月

本人 覚兵衛（印）

弟 重兵衛（印）

母 しづ（印）

親類証人 枡屋次兵衛（印）

同 日野屋清兵衛（印）

糸御店

御支配人中様

史料②

出世証文之事

一金百兩也

右ハ西村八良兵衛殿広野孫三郎殿御兩人分質物之内、大小式組鮫式本、悴覚兵衛勤仕中持出し外方江壳払候処、此度西村広野兩家分質出し之義申参り、段々御引合之上、右金高私共江借用之御取斗ひニ而先方対談済ニ相成申候処実正也、右返済方之義者覚兵衛重兵衛兩人之内出世も仕候ハ、急度返弁為致可申候、為後日差

入置申候証書、依而如件

文久三亥年十一月

証人親類

塚本しづ(印)

悴 重兵衛(印)

升屋治兵衛(印)

日野屋清兵衛(印)

井筒屋

御糸店

御支配人中様

史料③

覚

一金六拾六兩壹步壹朱也

右者旧冬私義甚心得違金高百貳拾六兩壹步壹朱御店表ニ而引負ニ相成奉恐入候、然ル処此度御憐愍ヲ以金六拾兩御託金差入、相残り候右金高出世之上無滞相納候様被仰付、重々難在仕合奉存候、向後急度相改大切ニ御奉公申上出世皆納可仕候、為後日仍而出世

証文如件

文久元年西五月

御店

善右衛門様

藤助様

徳兵衛(印)

史料④

差入申一札之事

一金五拾兩也

右者当春以来私義不身持之義有之、金高貳百貳拾兩也引負仕奉恐入候、然ル所此度御憐愍ヲ以右之内当金四拾兩也差入、残り金百三拾兩也、当寅年今拾三年賦御聞濟被成下、半季毎ニ金五兩宛差入御皆納可仕、証文別紙差入置申候、引残り前頭之金高出世之上無滞相納可申様被仰付、重々難有仕合ニ奉存候、向後急度改心仕、御大切ニ御奉公相勤、出世之上御皆納可仕候、為後日出世証文、仍而如件

慶応二丙寅年十一月

兄 井筒屋久五郎(印)

堀川通六角下ル町

請人 桐屋長兵衛(印)

奉公人 久兵衛

糸御店

史料⑤

差入申一札之事

一金三百八拾四兩也

右者当五月以来私義御家法相背不速之儀出来、金七百六拾八兩引

負仕、甚以不埒之段御申訳無御座候、依之永々御暇可被下旨被仰付、何共奉恐入候、右金高一時二御償皆納可致者勿論之儀ニ候得共、手元難渋ニ付段々御侘奉申上候処、格別之御憐愍ヲ以、当金三百八拾四両相納、引残前頭之金高出世之上無滞相納可申様被仰付、重々難有仕合ニ奉存候、向後急度改心精勤仕、出世之上御皆納可仕候、為後日出世証文、仍而如件

明治二年己巳九月

親 いし(印)

本人 五兵衛

糸御店

現在のところ伝来している「出世証文」は、右の五点である。史料①②は塚本しづ親子が当事者となっているもので、③④⑤は奉公人が差し入れたものであることをまず確認しておきたい。本稿では紙幅の関係で、この塚本しづ親子に関する①②の史料を中心に検討し、③④⑤については簡略に留めたい。なぜなら、塚本しづ関係は他に若干の史料が残されており、前後の状況が判明するからである。

二 糸店と塚本家への支援

史料①から判明することは、①塚本しづの二人の息子は糸店に奉公していたが、度々不埒なことを行い何度となく解雇を申し渡されたことがある。②しかし、そのつど歎願して再勤が許されていた。③しかるに、またぞろ大金を遣い果たし、その額は金四一七両三分に及ん

だ。④そこで、親の又兵衛が貰っていた暖簾を取り上げると命じられた。⑤そのため、ひたすら継ったところ、家屋敷の沽券状を与えられた。⑥これを担保に親類の日野屋清兵衛から二〇〇両借用し、⑦それを糸店に弁済するとともに、残額二一七両三分を出世払いにしてもらった。以上のことである。

すなわち、親の又兵衛は井筒屋から暖簾分けしてもらっていた人物であり、子供の覚兵衛と重兵衛もまた、糸店に奉公していたことが明らかである。しかし、子供たちは度重なる不埒を行ったようで、何度か解雇を申し渡されていたこともわかる。そして、ついには史料①のように出世証文を認めるまでに至ったのである。暖簾の取り上げに關しては、文久元年十一月付け「一札」がそれにあたるものである。それによれば、「御本家御主人」がこれまで度々の心得違いを責めて、「暖簾御印御召上ケニ相成候由被仰付」れたので、升屋治兵衛・日野屋清兵衛・しづが連署して再考を願っている。この時は、取り敢えず暖簾は取り上げられないで済んだようである。

しかし、同二年四月付け「覚」では、「塚本家御名目金銀」を片付けるために、六五両一分が井筒屋善右衛門から下付されている。前年に糸店に出世証文を渡した塚本家であるが、他に諸名目銀を借用しており、その返済にも支障をきたし、新たに井筒屋が資金を貸し付けたことがわかる。この井筒屋善右衛門は当時は店名前であり、糸店のことであることは、宮本氏の研究により明らかにされている。右の「覚」が認められた同年月の「引取申一札之事」によれば、「塚本又

兵衛後家しつ」は「相統向不取締」で忤も身持ちが悪く借財が高んだため、本家より再び暖簾を取り上げると仰せ渡され、暖簾を返上したようである。そのため、しづ・忤二人・娘二人・諸道具とも大津の升屋治兵衛・日野屋清兵衛が引き取っている。

暖簾を取り上げた井筒屋糸店ではあったが、同年五月付け「借用申金子之事」によると、「娘兩人片付料御恵金」のうち一〇両を前貸金として日野屋清兵衛に渡している。娘の「片付」けに関わっては、翌三年十二月付け「覚」もあり、そこでは「こう」の「片付二付拵料として」二五両が与えられてもいる。「亥十二月十日」付け「覚」でも「塚本娘縁談」にあたり二五両受領したと升屋治兵衛が糸店に差し出している、これが関連史料であろう。これに加えてさらに、翌年正月にも五両渡されていることが知られる。ところが、慶応三年（一八六七）八月付け「差入申一札之事」によれば、娘の「こう」を前年来縁づけさせたが、そのさいに「着類料」二五両拝借したものの、先方を離縁され、この度改めて他家へ縁付くこととなったため、改めて一〇両の拝借を聞き届けられたい。ついては、今後は拝借など申し出ないとしている。

右の娘の縁付けにともなう資金だけでなく、文久二年閏八月二十六日付け「覚」では、糸店は「塚本家屋鋪売払地借済方不足分」として五〇両を「御恵」金として渡していることもわかる。暖簾を取り上げ擬制的な家族関係の縁切りを行ったとしても、暖簾を与えた家に対しては、依然として支援が続けられたようである。

さて、一度は出世証文を書き、いったん弁済を猶予されていた覚兵衛であるが、史料②の出世証文を再び書いている。これは史料①を書くに至った原因の「莫太之金子遣ひ果シ候義」とは別の不埒、すなわち、覚兵衛は奉公中に質取りしていた刀剣を他に売り払ってしまったため、質物を請け出しに来た時には現物がなく、質取り代金一〇〇両は覚兵衛と弟の重兵衛の債務となり、出世払いとすることになったのである。同一人物が二度出世証文を書いている事例は、管見の範囲ではこの事例だけである。その意味でもこの史料は貴重である。それでは、右のような取り扱いを受けた塚本家とは、一体どのような家だったのだろうか。次に紹介しよう。

三 塚本家と御店縁切

史料①にも記されているように、塚本家の当主であった又兵衛は、残された史料から判明する限りでは、三度の「別宅」が許されている。それらは次のようであった。①文化六年（一八〇九）二月一日に別宅を申し付けられ、銀三〇〇枚下付されている。ただし、年五朱の利足で小野善助が預かり置いている。また、給料は年銀五〇枚に改められている。②天保三年（一八三二）二月にも別宅を申し付けられている。この時には「暖簾一表・道具料銀子三十枚」を祝いとして与えられ、給料も年銀五〇枚に改められている。③天保十三年二月にも別宅を申し付けられ、銀三〇〇枚を下付されている。この時も年五朱の利足で善助が預かり置いている。また、「暖簾一表・道具料銀子三十拾

枚」も与えられている。このように、別宅を許された時には、銀三〇〇枚（ただし、善助預かり^③）・暖簾・道具料が与えられ、給金も年銀五〇枚となるようであった。もつとも、右の又兵衛が同一人物なのかは判然としない。最初の別宅から三度目の別宅までに三〇年以上の年月があるので、商家の一般的な職階昇進を考慮すると同一人物ではなく、①②が同一人物で、③はその子供に当たるのではないだろうか。史料①に出てくる又兵衛は、③の人物の可能性もある。

これまでの研究でも小野善助家（本店・糸店）の別家・別宅制度は明らかではなく、本稿では全文を紹介できないが、天保九年三月付け「奉願口上書」には、別宅・別家制度を整備するように奉公人から建議がされている。その冒頭は次のように認められている。

史料⑥

一御当家儀、御先祖御開基以来、年々御繁昌弥増候事、一同難有仕合奉存上候、然れ共大家小家共何れも夫々家之法式在之候儀、於御当家是迄取極り候規矩無之ニ付、乍恐賞罪^{（マツ）}も正しからず、依而別家ニ耽と仕候者無之、多く一代限之もの有之、歎ケ敷次第二御座候、万一臨時混雜之事共有之候節者、別家之者今外御用ニ相立候もの有之間敷奉存候ニ付、両全長久奉祈愚意奉申上候ケ条左ニ、

一無恙年数相勤候者江者別宅被為仰付、御恩沢之程如何斗難有仕合奉存候、乍去人々持前之賢愚何れも同しからず、其内抽テ候者も有之候得共、是迄被下物は無御差別同様之御取扱ニ付、抜

群出情仕候者ハ本意を失ひ可申道理は、何等之御用ニも相立不申通勤可仕人躰も無之ものを追々別宅被仰付候時者、賞罪不正様可相成儀ニ御座候、如古語万卒は得る共一将者難得儀者御承知被為在候事、御賢眼を以有功之者江厚被加御恩賞候ハ、帰伏仕弥忠勤を尽し可申、左候ハ、自然其風儀に習ひ、何れも相励御奉公大切ニ可相勤儀と奉愚案候事

（下略）

この記述にしたがえば、小野善助家にはこの時まで確乎とした別家・別宅昇進制度はなかったのではないかと思われる。一定の期間が過ぎれば誰でもが別宅になりえたのではないだろうか。これに続く本文では、従前は仕事ができる者もそうでない者も「被下物」に違いがなく、これでは労働意欲がそがれて良い人材が残らなくなるため、以後は三〇歳の時点でいったん退職願を出させ、優秀な者のみ通勤別家として残すようにしたらどうか、と述べている。このさい、通勤別家は本店・糸店とも五人限りとし、江戸店・南部店などは店柄に応じて取り決めることが良策ではないかとも記されている。この史料は写しではあるが、七名の連署者の最初の人物名は又兵衛であった。おそらくは、前述の③の又兵衛ではないだろうか。史料⑥の省略部分には、別宅が許されて以降の給金などにも関説しているが、金額は符丁で書かれていて、現時点では解明できていないため、ここでは紹介することができない。この建議が受け入れられ、小野家において別家・別宅制度が整備されたどうかは、残された史料では判明しないため、この

点については今後の課題とせざるをえない。

それはともあれ、万延元年（一八六〇）九月付け「一札」では、「故又兵衛忞定治郎」が糸店で奉公していたが不埒を犯し、「又兵衛実家大津升屋治兵衛」に引き取られ、「又兵衛方」にも立ち寄りを禁じられている。これにより、又兵衛は万延元年時点では故人であることと、実家が升屋治兵衛家であることが明らかとなる。しかし、忞定治郎は、先の覚兵衛・重兵衛の改名なのか、別に息子がいたのか定かではない。すくなくとも定治郎の母親の名前は「しづ」であることは確実ではある。

身持ちの悪い息子を持つて、ある意味不幸な人生を送った「しづ」は、慶応元年十月付け「一札之事」によって、この年に病死したことがわかる。この一札では、これまでの合力に感謝するとともに、「御店縁切二付、今般御暖簾御取上ケニ相成候段被仰渡」され承知したとある。そして、これにともない忞二人・娘二人は親類（日野屋清兵衛・升屋治兵衛）が引取ることとし、「身片付代」として三五両受け取っていることもわかる。同年十二月には、「別段」手当として二両二分も与えられている。

すでにみたように、文久二年四月に暖簾を取り上げられていたはずなので、この年に改めて暖簾を返上している経緯は不明である。あるいは、再度与えられていたのかも知れない。ただ、ここでは「御店縁切」とあり、以前にはこのような表現は見られなかったことを勘案すると、「御店縁切」とは、別宅あるいは別家であることが否定される

ことを意味したのかも知れない。しかし、娘の再嫁のための資金を、この後も拝借できる関係は維持されたことは明らかである。資金の給付から貸借の関係に移るといふことであろうか。

ともあれ、このようなことが実施されたのは、又兵衛家が別宅を許され暖簾分けまでされたくらい、小野善助家、善右衛門店にとって功労のあつた家だったからであろう。そのような功労者については、店に損害を与えたとしても寛容に対処するものの、暖簾を取り上げて「御店縁切」を実施することによって、井筒屋・小野家の屋号・家名の信用を守ろうとしたと思われる。

四 奉公人と出世証文

史料③④⑤は、塚本家とは異なり奉公人が差し入れたものである。ここで注目されるのは、いずれも的人物は解雇されていないことである。このうち徳兵衛は、先の別家・別宅昇進制度の建議書に三番目に署名している人物と同一だと思われる。また、いずれもが高額の引負をしたと記していることである。管見の範囲ではこれより高額の金額を出世払いにもらっている例は少なからず存在する。そのような場合は解雇されているものが多い。しかし、明らかに右の例では糸店に引き続き奉公して弁済することが許されているのである。このようなことはなぜ可能なのだろうか。

おそらくそれは、徳兵衛がそうであるように、かなり奉公勤めが長い人物であり、商売に熟練していたからであろう。そのような人材

は、一朝一夕には養成できないため、店の営業維持のためには無碍に解雇することが不利益になると判断されたのではないだろうか。少なくとも彼たちは、現銀を扱える職階にあつたと思われる。それゆえに、ある程度は自己裁量によって取引を行える立場にあつたが、商売に損益はつきものであり、現在なら店の損金として勘定される損金に、責任ある立場で取引を行い損金を出した場合、それを「引負」金としてその奉公人に転嫁・処理されたものと思われる。

また、徳兵衛は単独で、久兵衛は兄と請人が、五兵衛は親が連署しているという違いは、その人物の職位や信用度によって、本人だけの署名か、請人・親族が連署するかで連帯保証が示されるものではないだろうか。さらに、「引負」額があまりに高額であれば解雇されるのだろうか、これまでの奉公により店内で積み立てられている給金との相殺や、今後の支給される給金などによって「出世払い」で弁済が可能だと判断された場合は、勤務の継続が許されるのかも知れない。そのような可能性を推測させるという意味でも、③～⑤の出世証文は、多くの示唆を与えてくれる事例である。

むすびにかえて

以上、ここまで紹介してきた史料を含め、現在は滋賀大学経済学部附属史料館所蔵になる文書は、明らかにこれまでの研究に利用されていないようである。その中には店則類が数点あり、すでに宮本氏が紹介されているものと比較検討することにより、新しい事実を発見で

きるのではないかと考えている。そのことは、たんに小野組・井筒屋一統の経営活動に新しい知見を与えるだけにとどまらず、これまで最も多数の出世証文を伝えている近江国にあつて、小野家の本貫地である湖西地域にはいまだ一通も史料を発見できていないことを考えると、糸店には出世払いの慣習があつたことが明らかである以上、本貫地にも残されている可能性があるといえる。商業取引による商品代金滞りと金銀貸借による返済不能が債務発生 of 直接的原因となること、出世証文では一般的だといえるが、その弁済は出世することを前提としている。それゆえ、出世することができず状況を明らかにすることは、とりもなおさず地域の社会・経済状態を明らかにすることでもある。そのことを考慮にいれて別の機会に伝来史料を検討したい。

注

(1) 宮本又次『小野組の研究』一～四、一九七〇年、大原新生社。小野善太郎『小野組始末』、青蛙房、一九六五年。西川廣『明治初期の進取的商人 小野組破産モ破綻モセズ』、税理士西川廣事務所、一九九七年。

(2) 出世証文については、拙稿「近世の出世証文―滋賀県神崎郡五個荘町域の事例」(滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』二九号、一九九六年)、「明治時代の出世証文―滋賀県神崎郡五個荘町域の事例」(『彦根論叢』三〇二号、一九九六年)、「馬場利左衛門家の出店と『出世証文』」(『研究紀要』三一号、一九九八年)、「債務弁済と『出世証文』」(『歴史評論』六五三三号、二〇〇四年)。末永國紀「近江商人の出世証文と御礼証文―松居久左衛門家を中心に」(同

志社大学『経済学論叢』五六卷三号、二〇〇四年。

(3) 前掲『小野組始末』の扉に掲げられている明治二年八月八日付けの写真は、小野本店に勤めていた古河市兵衛が別宅を申しつけられた時のものであるが、額面が「金貳百両」であることを除き、書式なども又兵衛のものと同じである。

【付記】

本稿は平成十八年度科学研究費補助金（基盤研究B）「商家文書からみた地域社会の変容に関する総合的研究」（代表・宇佐美英機）による研究成果の一部である。

